

京都市告示第 347 号

平成 21 年 4 月 6 日京都市告示第 57 号（京都市大学のまち交流センター条例の別に定める大学）の一部を令和 3 年 8 月 27 日から次のように改めました。

令和 3 年 10 月 1 日

京都市長 門 川 大 作

| 変更前 | 変更後 |
|--------------|--------------|
| 1 京都教育大学 | 1 京都教育大学 |
| 2 京都工芸繊維大学 | 2 京都工芸繊維大学 |
| 3 京都大学 | 3 京都大学 |
| 4 京都府立医科大学 | 4 京都府立医科大学 |
| 5 京都府立大学 | 5 京都府立大学 |
| 6 京都市立芸術大学 | 6 京都市立芸術大学 |
| 7 福知山公立大学 | 7 福知山公立大学 |
| 8 池坊短期大学 | 8 池坊短期大学 |
| 9 大谷大学 | 9 大谷大学 |
| 10 大谷大学短期大学部 | 10 華頂短期大学 |
| 11 華頂短期大学 | 11 京都医療科学大学 |
| 12 京都医療科学大学 | 12 京都外国語大学 |
| 13 京都外国語大学 | 13 京都外国語短期大学 |
| 14 京都外国語短期大学 | 14 京都華頂大学 |
| 15 京都華頂大学 | 15 京都看護大学 |

16 京都看護大学
17 京都経済短期大学
18 京都芸術大学
19 京都光華女子大学
20 京都光華女子大学短期大学部
21 嵯峨美術大学
22 嵯峨美術短期大学
23 京都産業大学
24 京都情報大学院大学
25 京都女子大学
26 京都精華大学
27 京都西山短期大学
28 京都先端科学大学
29 京都橘大学
30 京都ノートルダム女子大学
31 京都美術工芸大学
32 京都文教大学
33 京都文教短期大学
34 京都薬科大学
35 種智院大学
36 成安造形大学
37 同志社女子大学

16 京都経済短期大学
17 京都芸術大学
18 京都光華女子大学
19 京都光華女子大学短期大学部
20 嵯峨美術大学
21 嵯峨美術短期大学
22 京都産業大学
23 京都情報大学院大学
24 京都女子大学
25 京都精華大学
26 京都西山短期大学
27 京都先端科学大学
28 京都橘大学
29 京都ノートルダム女子大学
30 京都美術工芸大学
31 京都文教大学
32 京都文教短期大学
33 京都薬科大学
34 種智院大学
35 成安造形大学
36 同志社女子大学
37 同志社大学

| | |
|------------------------------|------------------------------|
| 38 同志社大学 | 38 花園大学 |
| 39 花園大学 | 39 佛教大学 |
| 40 佛教大学 | 40 平安女学院大学 |
| 41 平安女学院大学 | 41 平安女学院大学短期大学部 |
| 42 平安女学院大学短期大学部 | 42 明治国際医療大学 |
| 43 明治国際医療大学 | 43 立命館大学 |
| 44 立命館大学 | 44 龍谷大学 |
| 45 龍谷大学 | 45 龍谷大学短期大学部 |
| 46 龍谷大学短期大学部 | 46 放送大学（京都学習センターが使用する場合に限る。） |
| 47 放送大学（京都学習センターが使用する場合に限る。） | |

（総合企画局総合政策室）